

## 中教審「今後の学校の管理運営の在り方について」(答申)について(声明)

二〇〇四年三月八日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

一、中央教育審議会は、二〇〇四年三月四日に、「今後の学校の管理運営の在り方について」(答申)をだしました。この「答申」は、(一) 地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校運営の在り方、(二) 公立学校の管理運営の包括的な委託の在り方について具体的な提言をし、多様な主体による学校の設置、外部資源の活用 の在り方を検討課題としています。

これらの提言・検討課題は、中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」(二〇〇三年三月二〇日)に基づき、「新しい時代の大きな変化を踏まえ、二一世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目的に、文科省が諮問(二〇〇三年五月一五日)したものにこたえたものです。

政府・文科省は、先の国会で教基法改悪案を提出することができなかった中で、脱法的に教育目的を「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者」を育てることから、「二一世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」に変えて中教審に答申を求めたものです。答申の内容は、この諮問に従った教基法の教育目的に反したものであり、公教育の役割を投げ捨て、教基法・学校教育法に基づく高校教育の解体・再編成をもたらす重大な問題点もっています。日高教は、憲法が求める法に基づく行政の基本に立ち返り、文科省に対し、教基法に基づく教育行政を行うことを改めて強く要求するものです。

二、「答申」の「公立学校の管理運営の包括的な委託」については、学校設置者を行政から民間に移すことによつて学校自体を政府・財界の「人づくり対策」に奉仕させようとするものです。

文科省の「今後の初等中等教育改革の推進方策について」の諮問(二〇〇三年五月)は、株式会社等による学校設置、公立学校の民間委託、地域が学校運営などに参画するいわゆる「コミュニティ・スクール」の導入など「新しい時代にふさわしい学校の管理運営の在り方」の検討です。この諮問内容は、小泉首相が座長の財界人などで構成する「経済財政諮問会議」のいわゆる「骨太方針」(二〇〇三年六月)の七つの分野の構造改革の一つとして「公立学校の管理・運営の民間委託等」で明記された中教審への検討依頼事項そのものです。また、「骨太方針」の「規制改革推進のためのアクションプラン」・一二の重点検討事項」に関する答申(「総合規制改革会議」二〇〇三年七月)の、「六 株式会社、NPO等による学校経営の解禁」を受けたものでもあります。

「骨太方針」では、「公立学校の民間への包括的な管理・運営について、早急に中央教育審議会で検討を開始する。特に高等学校中退者を含めた社会人の再教育、実務・教育連結人材育成などの特別なニーズにこたえる等の観点から、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成一五年度中に結論を得る。」としています。この「実務・教育連結型人材育成システム」は、「日本版デュアルシステム」として、「若者自立・挑戦プラン」(戦略会議―文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・経済財政政策担当大臣―二〇〇三年六月)です。すでに位置づけられ、厚生省・文科省がそれぞれ来年度の予算措置をしているものです。「日本版デュアルシステム」は、当面は高卒未就職者、無業者、フリーターを対象とする事業になっていますが、最終的には定時制・通信制高校を財界の望む勤労観に立つて使いやすい低賃金労働者を養成する機関に変えようとするものです。

中教審はこのようなシステムの導入を可能にするために、「今後の学校の管理運営の在り方について」の提言をしているのです。「答申」では、公立学校の管理運営の委託の対象に、「高等学校が適当と考える」としています。それも、「多様な高等学校教育の選択肢を提供するという観点から」考えるとしています。このように始めから政府・財界が決めていることを、公正さを装って理由付けをするような詐欺的なやり方は許されることではありません。

文科省は、この二月二〇日、パブリックコメントを求め、三月四日に意見を締め切り、四月一日から実施するという性急なやり方で「高等学校設置基準及び高等学校通信教育規定の改正」をしようとしています。その「改正」内容は、公設民営等で安上がりの学校づくりをすすめるためのものです。「答申」では、「学校教育としての質の確保に十分配慮しつつ検討する」と「質」の低下を懸念していますが、文科省は、高校の設置基準を低下させて、民間が参入しやすいように準備しているのです。

中教審は、「中間報告」に先立って、各校長会から意見聴取(二〇〇三年一〇月一日)をしています。その際、「中間報告」で導入対象になっている全国定時制・通信制校長会をはじめすべての校種の校長会は、学校の管理運営の民間等への委託に反対しています。日高教は、教基法第一条(教育の目的)・学校教育法第四二条(高等学校の目標)などに示された公教育の基本を「規制緩和」し、財政支出の削減をはかり、学校と生徒をもうけの道具にしかねない「民間への包括的な管理運営」に断固として反対するものです。

三、「地域が参画する新しいタイプの公立学校運営の在り方について」では、「学校運営協議会」の設置を提言しています。私たちは、教育基本法を生かすうえで、生徒参加、父母・教職員そして住民の開かれた共同の学校づくりが必要だと考えています。また、全国では多くの三者協議会、四者協議会、学校フォーラムなどの共同のとりくみが広がっています。そこでは、「国民全体に対し直接責任を負う」（教基法第一〇条）教職員が三者・四者をつなぐコーディネーターの役割を發揮しています。しかし、提言されている「学校運営協議会」の構想は似て非なるものです。

第一に、議事に関する事項を教育委員会が定め、委員の任命を教育委員会がおこない、教育委員会関係者が委員に加わるとしています。このように「学校運営協議会」は、教育委員会直轄となり、教基法第一〇条に抵触する「不当な支配」を呼び込むシステムとなっています。

第二に、共同の学校づくりの中の教職員の役割についてです。教職員は、教育活動自体の専門性が確保されなければなりません。あわせて共同の学校づくりを推進するうえでも、コーディネーターとして重要な役割をもっています。

「答申」では、その教職員の役割については全く触れず、委員から排除しています。

第三に、「子どもの権利条約」第二二条（子どもの意見表明権）に反して、学校の主人公である子どもを参加対象から外していることです。先の、国連子どもの権利委員会の日本政府報告書に対する「最終所見」（二〇〇四年一月）でも、「子どもの意見の尊重を制限していることを依然として懸念」し、子どもの意見の尊重と参加する権利を保障することを勧告しています。新たに学校運営のあり方を検討するのであれば当然、勧告にしたがって子どもの参加を保障すべきです。

第四に、校長の民主的なリーダーシップを發揮させないシステムになっているということです。学校運営協議会が、「校長を中心として具体的な学校運営支援に積極的にかかわる」（答申）としていますが、それは直接教育委員会の監視下の役割にすぎません。

第五に、学校運営協議会の設置を、「新しい学校運営の選択肢の一つ」として位置づけていることです。「答申」では、保護者や地域住民が学校運営に参加する積極的意義が指摘されているにもかかわらず、すべての学校の運営のあり方として検討されていないことです。これは、「学校運営の在り方の選択肢を拡大するための手段の一つ」（答申）という、学校の特色づくりの一つにしか考えられていないからです。しかもそれは、教育委員会直轄という「特色」をもつものです。

四、多様な主体による学校の設置については、すでに進行している構造改革特区での株式会社による学校設置について、「学校の評価の実施や学校が破綻した場合のセーフティネットの構築など必要な体制を整備すること」（答申）を求めています。もともと破綻が懸念されるような民間企業の学校経営への参入には、公教育を守る観点から許されないものです。学校の設置と運営は、「子どもたちの就学の機会を確保するため、継続性・安定性が不可欠」（答申）としながら、政府が決めた構造改革特区での施策に追従した「答申」は、矛盾に満ちています。

外部資源の活用の在り方については、高校での定時制・通信制の技能連携制度、学校外の学修の成果の単位認定の活用、民間企業等からの特別非常勤講師の活用をさらに広げるとともに、「特定の教科・科目の授業を指導計画の作成や評価を含めて外部に委託」することを検討課題としています。また、大規模に外部資源を活用するために教育委員会の体制整備を求めています。これらは、教育活動の民営化をはかるものです。文科省が提示している高等学校設置基準等の改悪案は、これらが検討課題にとどまらず、すでに進行している事態であることを教えています。

五、日高教は、公教育の解体につながる株式会社等による学校設置、公立学校の民間委託等に反対すると同時に、文科省に対して、憲法・教基法・学校教育法に基づく生徒参加、父母・教職員、住民の開かれた共同の学校づくりを支援する教育行政のあり方こそ検討すべきであることを要求するものです。同時に、教職員の本格的な削減につながる教育活動の民間委託をやめ、今日切実に求められている三〇人学級の実現や就学保障などゆきとどいた教育をすすめるための教育条件整備をはかることをあらためて文科省に求めるものです。

以上